

# 株式会社東ソー分析センター 試験受委託約款

## (目的)

第1条 本約款は、株式会社東ソー分析センター（以下 TARC という）が委託者（以下委託者という）からの発注により受託する分析・試験（以下本業務という）に適用されるものとします。

## (業務遂行)

第2条 TARC は本業務を善良なる管理者としての注意義務を以って遂行するものとします。

2. TARC は、本業務の結果が委託者の特定の目的を達成することを保証するのではなく、委託者は、自らの判断・責任により、本業務の結果を採用・利用等するものとし、TARC はその判断・利用等により委託者又は第三者に生じた損害に関し一切の責任を負わないものとします。

## (試料等の提供、返却)

第3条 委託者は、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料、情報等を TARC に無償で提供するものとします。当該試料、情報等の受渡し方法については別途定めるものとし、受渡しに要する費用は委託者の負担とします。

2. TARC は、別段の定めがない限り、本業務の終了後、返却可能な試料を TARC の費用負担で委託者に返却するものとします。

## (結果報告)

第4条 TARC は、原則として個別契約で定められた期限までに本業務の結果を報告書として提出します。

2. TARC は、報告書の写しを報告書提出後5年間保管します。

## (委託料の支払)

第5条 本業務の委託料（以下委託料という）の支払条件は、別に定めのない限り、次の通りとします。

- (1) 支払時期：報告書提出月の締め翌月末現金払い
- (2) 支払方法：TARC の指定する銀行口座振込み

## (機密保持)

第6条 TARC は、本業務の遂行に必要と委託者が考える範囲内において委託者から提供又は開示された試料及び当該試料に関する技術情報並びに本業務の結果知りえた情報（以下、総称して「秘密情報」という）について、委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務の目的以外に使用せず、かつ、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当する秘密情報についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に TARC が所有又は取得していたことを立証し得るもの
- (2) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後 TARC の責めによらず公知となったもの

(3) TARC が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したものと

(4) TARC が秘密情報を使用することなく独自に開発したものと

2. TARC は、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. 前2項の規定に拘らず、TARC が本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、TARC は秘密情報を当該再委託先に開示できます。この場合、TARC は、当該再委託先に対して、TARC が本条の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。

4. 本条の各規定は、本業務についての報告書提出後5年経過するまで有効とします。

## (不可抗力)

第7条 TARC は天災地変、戦争・暴動、政府の命令又は規則、法令の改廃、ユーティリティの不足、労働争議その他 TARC の責に帰することのできない事由により本業務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能が生じた場合、その責任を負わないものとします。

## (保証)

第8条 TARC の責めに帰すべき理由により本業務に誤りがあった場合には、本業務についての報告書提出の日から6ヶ月以内に限り、TARC の費用負担で本業務を再実施するか、本業務の委託料を上限として委託者に生じた損害を賠償いたします。

2. TARC は、本業務遂行の結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

## (契約の解約)

第9条 委託者および TARC は、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上その同意を得て、個別契約を変更または解約することができます。

## (合意管轄)

第10条 本業務に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## (協議)

第11条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関して疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上解決することとします。

以上

(2017年10月)